

新	旧
<p>国自総第446号            国自旅第161号            国自整第149号            平成14年1月30日            (略)            一部改正 国自安第266号            国自旅第339号            国自整第361号            平成30年3月30日            最終改正 国自安第9号            国自旅第31号            国自整第24号            平成30年4月20日</p>	<p>国自総第446号            国自旅第161号            国自整第149号            平成14年1月30日            (略)            最終改正 国自安第266号            国自旅第339号            国自整第361号            平成30年3月30日</p>
<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿            関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿            各地方運輸局自動車技術安全部長 殿            沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局安全政策課長            自動車局旅客課長            自動車局整備課長</p>	<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿            関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿            各地方運輸局自動車技術安全部長 殿            沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局安全政策課長            自動車局旅客課長            自動車局整備課長</p>
<p>旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について</p>	<p>旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について</p>
<p>第21条 過労防止等            (1)～(4) (略)            (5) 健康状態の把握及び疾病・<u>疲労・睡眠不足</u>等のある乗務員の乗務禁止(第5項)                ① (略)                ② 「その他の理由」とは、覚せい剤の服用、<u>異常な感情の高ぶり</u>等をいう。            (6)・(7) (略)</p>	<p>第21条 過労防止等            (1)～(4) (略)            (5) 健康状態の把握及び疾病・<u>疲労</u>等のある乗務員の乗務禁止(第5項)                ① (略)                ② 「その他の理由」とは、覚せい剤の服用、<u>異常な感情の高ぶり、睡眠不足</u>等をいう。            (6)・(7) (略)</p>
<p>第24条 点呼等            (1) 乗務前、乗務途中及び乗務後の点呼等の実施(第1項から第3項まで)</p>	<p>第24条 点呼等            (1) 乗務前、乗務途中及び乗務後の点呼等の実施(第1項から第3項まで)</p>

①～③ (略)

④ 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であってそのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。

⑤～⑧ (略)

(2) (略)

(3) 乗務前、乗務後及び乗務途中の点呼等の記録等（第5項）

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨及び報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

① 乗務前点呼

イ～ヘ (略)

ト. 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況

チ～ヌ (略)

② (略)

③ 乗務途中点呼

イ～ヘ (略)

ト. 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況

チ・リ (略)

#### 第47条の9 運行管理者等の選任

(1)～(7) (略)

(8) 補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行うその業務において、以下に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。

イ. (略)

ロ. 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができない

ハ. ・ニ. (略)

(9) (略)

①～③ (略)

④ 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であってそのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。

⑤～⑧ (略)

(2) (略)

(3) 乗務前、乗務後及び乗務途中の点呼等の記録等（第5項）

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨及び報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

① 乗務前点呼

イ～ヘ (略)

ト. 運転者の疾病、疲労等の状況

チ～ヌ (略)

② (略)

③ 乗務途中点呼

イ～ヘ (略)

ト. 運転者の疾病、疲労等の状況

チ・リ (略)

#### 第47条の9 運行管理者等の選任

(1)～(7) (略)

(8) 補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行うその業務において、以下に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。

イ. (略)

ロ. 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができない

ハ. ・ニ. (略)

(9) (略)

#### 附 則

改正後の通達は、平成30年6月1日から施行する。